



平成 30 年 10 月 16 日

住宅局建築指導課・住宅生産課

KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)に対する指示書の交付について

- KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)による免震・制振オイルダンパーの国土交通大臣認定等への不適合事案に関して、本日、同社に対し、住宅局長名の指示書を交付しました。

(添付資料)

住宅局長からの指示書

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 菅原 (内線 39-564)

技術調査係長 高橋 (内線 39-525)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513 FAX 03-5253-1630

KYB株式会社

代表取締役会長兼社長執行役員 中島 康輔 殿

カヤバシステムマシナリー株式会社

代表取締役社長執行役員 廣門 茂喜 殿

国土交通省住宅局長

石田 優

免震・制振オイルダンパーの大臣認定不適合等への対応等について

貴社より、国土交通大臣認定や顧客との契約（以下「大臣認定等」という。）の内容に適合しない免震・制振オイルダンパーについて、検査データを書き換えて出荷していた旨の報告があった。

かかる事案は、建築物の所有者や使用者等に不安を与え、かつ、建築物の安全・安心に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、貴社が全責任を持って、オイルダンパーの交換その他必要な対策を、最後の1棟、1本まで速やかに遂行するという姿勢に基づき、以下の対応を求める。

①所有者等関係者への丁寧な説明

- ・所有者等関係者に対して、事案について丁寧に説明するとともに、交換方法、体制、スケジュールなど是正の具体的な方針を示すこと。

②構造安全性の確認

- ・年内を目途に、対象建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに構造安全性を検証し、第三者機関の確認を受けること。

③交換の迅速な実施

- ・大臣認定の内容に不適合の案件については、所有者等と調整の上、可及的速やかに交換を進めること。特に、東洋ゴム工業(株)による免震材料の不正事案に係る建築物については、東洋ゴム工業(株)等の関係者と連携を図り丁寧に対応すること。
- ・大臣認定の内容に不適合ではないが顧客との契約の内容に適合しないものについても、顧客の意向を踏まえ、誠意をもって交換等の対応を行うこと。
- ・交換の実施にあたっては、所有者等と調整の上、交換計画を策定し、国土交通省に報告を行うこと。

④徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・性能確認試験データの書き換えを不可能とする措置を講ずるとともに、品質管理方法に関して徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省に報告し、当該報告に基づき必要な改善策を講じること。

⑤出荷製品の品質確保

- ・交換用の製品を含め、今後出荷するダンパーが大臣認定等に規定された性能を有しているものであることについて、性能確認試験を第三者による全数立会のもとで行うこと。なお、国土交通省は、同社からの改善状況の報告を受け、品質管理方法が適正なものに改善されたと判断するまでは本措置を継続することとする。

⑥相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者等関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。